知的財産権について

# 知的財産権

「知的財産権」とは、人の知的な創作活動によって生み出されたものを保護するために与えられた権利のことです。

知的財産権は、次のように分類できます。

# 著作権

「著作権」とは、創作者により創作的に表現されたものを保護する権利のことです。もともとは、絵画、小説などの創作者の権利を保護する目的で作られ、コンピュータの普及にともない、プログラムやデータも保護の対象になりました。

著作権には、大きく分けて「著作者人格権」と「著作財産権」があります。

## （1）著作者人格権

「著作者人格権」とは、著作者の気持ちや感情、良心を保護するための著作者だけが持つ固有の権利のことです。この権利は著作者に属するもので、基本的に譲渡や相続の対象にはなりません。また、保護期間は永久的なものと考えられています。

代表的な著作者人格権には、次のようなものがあります。

**公表権**

公表時期や方法を決定する権利

**氏名表示権**

公表時の氏名表示や実名かどうかを決定する権利

**同一性保持権**

著作物を勝手に改変されない権利

## （2）著作財産権

「著作財産権」とは、著作物に関する財産的なものを保護する権利のことです。著作財産権は、一般的に「著作権」と表現されています。保護期間は原則として、著作者の死後50年、法人では発表後50年となっています。また、財産という観点から、一部または全部を譲渡したり、相続したりすることができます。

代表的な著作財産権には、次のようなものがあります。

* **複製権**
  + コピー、録音、録画などの方法により、著作物を独占的に複製する権利
* **公衆送信権**
  + 放送により著作物を公衆に送信する権利、および公衆からの要求にもとづいて情報を自動的に公衆に送信する権利
* **頒布権**
  + 映画の著作物を複製し、公衆に譲渡（販売）・貸与（レンタル）する権利
* **譲渡権**
  + 映画以外の著作物の原作品または複製した物を、公衆に譲渡する権利
* **貸与権**
  + 映画以外の著作物を複製し、公衆に貸与する権利

# 産業財産権

「産業財産権」とは、工業製品のアイデアや発見、デザイン、ロゴマークなどを独占的に使用する権利を与え、模造防止のために保護する権利のことです。

これらの権利は、特許庁が所管します。

## （1）特許権

「特許権」とはアイデアや発明を独占的・排他的に利用できる権利のことです。所轄の官庁への出願・審査を経て付与され、特許法により出願から20年間保護されます。システムを開発するとき、ソフトウェア開発工程で発生した発明は特許権によって保護されます。他者が持つ特許権を利用する場合は、特許権を持つ者から使用許諾を得る必要があります。

特許権で保護された発明を実施するための権利のことを「実施権」といい、著作権者は、別の者に実施権を与えることができます。

*参考：専用実施権と通常実施権*

*「専用実施権」とは、実施権のひとつで、特許権を持つ者から権利が与えられると、発明を独占的に実施することができる権利のことです。特許権を持つ者は、複数人に専用実施権を設定できません。なお、専用実施権を持つ者は、特許権を持つ者とほぼ同様の権利を持つことになりますが、設定範囲によっては特許権を持つ者も発明を実施できなくなる場合があります。*

*「通常実施権」とは、実施権のひとつで、独占的ではなく単に発明を実施する権利のことです。特許権を持つ者は複数人に対して、同じ発明の通常実施権を設定できます。*

## （2）その他の産業財産権

その他の産業財産権には、次のようなものがあります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 保護の対象 | 関連する法律 | 保護期間 |
| 実用新案権 | 考案（物品の形状や構造に関するアイデアや工夫） | 実用新案法 | 出願から10年 |
| 意匠権 | 意匠（物品のデザインや装飾） | 意匠法 | 登録から20年 |
| 商標権 | 商標（商品の目印になるマークや商品名など） | 商標法 | 登録から10年  （延長が可能） |